昭和2	8年法律第	181	号附則第2	0項の規定に	よる
遺族年	金数定証明	=			

公務員	(	氏	名	)
扶助料請	求者			
公務員	との続	柄		
	×			,

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和28年法律第 181号)附則第20項の規定による遺族年金を給すべきものと決定して

年

月

劈(

年 月

日付け)

の遺 族 年 金 証 書を交付したことを証明する。

1C

公務員との続柄 (

E

Æ

名

厚生労働大臣 印

## 鎌考

- 2 遺族年金又は用慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上 婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は「事実上の 婚姻関係にあった者」と記載すること。